

令和3年第13回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和3年12月22日（水）
午後2時
ところ 市役所新館4階 大会議室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長諸報告

- (1) たつの市議会12月定例会一般質問について
- (2) 冬季休業にあたっての生徒指導について
- (3) 令和4年度揖龍内公立小中学校県費負担教職員人事異動方針について
- (4) 新型コロナウイルス感染症への対応状況について
- (5) 不登校・いじめについて

4 議事

報告第21号 たつの市教育委員会事務局職員の懲戒等処分について
議案第42号 たつの市伝統的建造物群保存地区保存活用計画の変更について

5 自由討議

6 次回教育委員会開催予定日 令和4年 1月21日（金） 午後2時～
" 開催場所 (新館3階 301、302会議室)
次々回教育委員会開催予定日 令和4年 2月 日 () 時
" 開催場所 ()

7 閉会宣言

令和3年第13回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和3年12月22日（水）

午後2時

ところ 市役所新館4階 大会議室

教育長

ただ今から、令和3年第13回たつの市教育委員会定例会を開会します。

それでは次に、会議録署名委員の指名を行います。●●委員を指名します。よろしくお願いいたします。

本日は、自由討議として、「小中一貫教育について」を議題とします。

それでは、会議の公開又は非公開の決定を行います。

教育長諸報告の（5）不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号の規定により、また、報告第21号「たつの市教育委員会事務局職員の懲戒等処分について」は、同規則第9条第1項第1号の規定により、また、先ほど申しあげました自由討議の「小中一貫教育について」につきましては各地域の状況等について議論しますので同規則第9条第1項第7号の規定により、非公開にすることが適切であると思われまます。賛成の方は挙手願います。

< 挙 手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは教育長諸報告に入ります。

「（1）たつの市議会12月定例会一般質問について」、御報告いたします。

教育委員会関係の一般質問につきまして、まず、三木議員からの質問です。共生社会の実現に向けて、LGBTの理解とともに、学校の制服などにも変化の傾向が出てきていることから、市内の学校園などでも配慮するための変更、緩和の検討が必要になってきているのではないかと、また、教育委員会として指針のようなものを示すことは考えていないのかという質問です。制服は基本的に学校で決めています。中学校長会ではこのようなLGBTへの配慮として、制服の変更について校長会として協議しようという動きがあることを紹介しました。基本的には学校の判断となりますが、必要な状況が生じれば指針のようなものを出していきたいとお答えしました。

次に、安心安全な生活環境の整備として、コロナの感染について、保護者が感染した場合の対応は従来と変わらないのかという質問です。この質問に対し、従来と変わりはありませんとお答えしました。保護者が感染した場合は、当該児童生徒は出席停止となります。保護者が不在となった場合の子どもの支援については従来どおりですの

で、まずは近親者の支援を検討いただくこととなります。それが難しく、また、両親ともにホテル等の施設に入らないといけない状況であれば、子どもと一緒にその施設に入るといった対応もあることを答えました。

次に、宗實議員から、不登校、ひきこもりについての質問です。

長期間欠席をしている子どもはいるのか、また過去はどうかという内容です。これに対し、まずは不登校児童生徒の令和2年度の状況をお答えしました。中学校が100人当たり3.63人で、全国及び県の数値を下回っています。小学校では100人当たり0.89人ということで、全国及び県を下回ってはいますが、増加傾向にあることをお答えしました。宗實議員としましては、ほぼ全欠に近い児童生徒がいるかどうかということが一番知りたかったことでしたので、該当する児童生徒がいるということと、過去にもそのような児童生徒がいたことをお答えしました。

また、不登校の原因、理由は把握しているのか、また、現況は確認しているのかという質問です。原因、理由については、本人の特定の問題、或いは家庭環境等、様々なことが複合して原因、理由となっています。併せて、現状はきちんと確認できているとお答えしました。

不登校の子どもたちの中には、ひきこもり状態の子もいると聞きますが、そのような状況に対しどのような対策を考えているのか、小中学校卒業後の状況は確認しているのかという質問です。

基本的には、担任、スクールカウンセラーが保護者や本人と連絡を取り、必要な支援を行っています。例えば、家にタブレットを持って帰り授業の様子を見るなど、学校との繋がりを継続させたり、学校の適応教室でタブレットを用いて授業を見るうちに教室に行けるようになったという事例を紹介しました。また、その子たちの小中学校の卒業後についてですが、小学校の卒業後は、小中連携シートで心配な子どもたちの状況について、きちんと中学校に伝えるようにしています。中学校卒業後は、主に通信制高校等に進学する生徒が多い状況となっています。また、高校進学又は就職が全く決まっていない生徒については、市の対策協議会に情報提供を行い、市として引き続き見守りを継続していくことをお答えしました。

次に、楠議員の質問です。少子化社会への課題ということで、子育て世代への支援について、小学生1人に掛かる教材費は、給食費も含めて月に7千円、年間約8万円かかると聞いているが、これを無償化することは考えられないかとの質問です。この質問については市長から答えていただきましたが、現在のところは考えていないということをお答えされました。市長としては、まずは公約に挙げている小学校の給食費の無償化を、財源を十分に検討した上で、段階的に取り組んでいきたいということです。教材費全体については、今のところは考えていないというお答えをしました。

次に、以前、市長から市内の事業所に新入生のランドセル提供の協力依頼をされたが、改めて考えられないかという質問です。

今年度の小学校の新入学生に、約1万2千円相当額の「祝入学祝品」の支給を行っています。この祝い品を検討しているときに、市長がランドセルのクーポンを業者に相談されたということです。祝い品を検

討した結果、最終的に、学校で使用する学用品等を贈呈することとなりました。その中には、市内の皮革業者に作っていただいた名札を贈呈していることをお答えしました。

次に、小学校の統合についてですが、出生数が平成30年度では480人、令和元年度では454人、令和2年度は386人となっております。このような状況において小学校の統合はさらに広域化を視野に入れ考えていく必要があると思うがどうかという質問です。

これについては、確かに子どもの数は減少傾向にあり、今後もこの傾向はさらに進んでいくと思われまますので、広域化を検討しているということと、併せて、統合後の学校の姿として、小中一貫教育に取り組んでいくということを市長から答えていただきました。

次に、野見宿禰神社の文化財指定による保護についての質問です。

野見宿禰の階段や玉垣の傷みが激しく、訪れた観光客をがっかりさせているのではないかということです。政教分離の観点から公金を充てるということは無理だということを前提に、神社を文化財指定するなど、何等かの方策を講じるべきではないかということです。

現在、野見宿禰神社は龍野神社の分社として祀られています。龍野神社も含め氏子はいません。野見宿禰に奉賛会という組織がありますが、今は活動をされていません。文化財を指定するには、まずは、地域からの申請が必要となるので、申請者を誰にするかということから進めていく必要があるとお答えしました。

続いて、和田議員からの学校園や通学路の防犯カメラ設置についての質問です。学校の防犯カメラの設置状況についてですが、こども園においてはすべての園で設置しています。小学校は16校中6校、中学校は5校中4校に設置しています。幼稚園は設置していません。未設置の園、学校については、来年度以降、順次設置していくことをお答えしました。通学路の防犯カメラについては、「通学路」ということは限定していませんが、現在、市内で118件の防犯カメラが設置されています。基本的には、各自治会内の道路等において設置する必要がある箇所があれば、自治会の方で設置していただいております。その設置費用については県及び市が補助する制度を利用され設置し、維持管理を行っていただいております。今後も自治会に働きかけながら通学路における防犯カメラを設置していきたいとお答えしました。また、教育委員会としては、交通事故が多発している中で、通学路の安全点検に力を入れて、必要な対策を順次取り組んでいくことをお答えしました。

次に、堀議員の子育て、教育についての質問です。この質問も市長の公約に挙げていたものでしたので、市長からお答えいたしました。

給食費の無料化について、小学校等の実施時期はいつ頃を考えているのかという質問です。これに対し、小学校にも給食費の無料化を導入すれば、年間2億5千万円かかることとなります。このため、行政改革による一定の財源確保を十分に検討した上で、段階的に取り組んでいくとお答えしました。

次に、小中学校の体育館の空調設備の整備について、どのような手順で行うのかという質問です。これに対し、まずは校舎内の整備を先行させるということで、まずは、特別教室の空調設備の整備を進めて

いくこととし、体育館については財源確保を検討した上で取り組んでいくと答えしました。

以上で説明を終わります。何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 防犯カメラについてですが、民間のこども園も設置されているのですか。

事務局 大半が設置されています。1園だけがまだ設置されていない状況です。

教育長 恐らく、こども園は登園と降園の時間がそれぞれ大きく違いますので、大半の園においては防犯カメラを設置されているということだと思います。

委員 三木議員のLGBTに関するご質問ですが、今回は、子どもの制服に焦点を当てた内容でしたが、子どもだけではなく、大人の方への対応も考えていくことが必要になってくると思います。例えば、働かされている先生方とか、大人の方への対応も忘れないようにしていただきたいと思います。

教育長 文部科学省の指針が出たのはいつでしたか。

事務局 文部科学省からは平成27年に、また、平成28年には県の教育委員会から性的マイノリティーに対する正しい理解のための資料を作成しています。

教育長 学校においては、研修等を通じ、しっかりと取り組んでいる学校もある中、まだ課題が見えていないことから一般的な理解の段階で留まっている学校もあります。近隣の様子を聞いてみると、実際、LGBTで配慮が必要な教職員が配置される学校においては、きちんと体制を整えて職員に対しても研修を行っていらっしゃるようです。

子どもにおいては、小学校の高学年にもなると男女の区別が出てくる時期になりますので、保護者と相談しながら対応していくということとなります。

委員 分かりました。

教育長 他に御質問等はありませんか。
ないようですので、次に、「(2) 冬季休業にあたっての生徒指導について」、事務局説明願います。

事務局 12月25日からの冬季休業にあたって、学校、家庭、地域の三者の連携のもと、児童生徒が安全に、有意義な生活を送ることができるよう、各学校に周知した内容を報告します。

今年度の冬季休業にあたっての重点事項5点を学校長に周知しました。1点目、「新型コロナウイルス感染症に係る指導の徹底」とい

うことで、引き続き感染予防に取り組んでいくことを指導しました。2点目が「児童生徒理解に基づく生徒指導」について、特に不登校児童生徒に対しては、冬季休業中においても連絡を密にしながら、新学期がスムーズに迎えられるよう連携を図るようお願いをしています。3点目が「問題行動の未然防止と安全確保についての取組の実施」です。特に、国内で児童が被害にあう交通事故が多発していることから、交通ルールを遵守し交通事故に気を付けるよう、改めて交通安全について子どもたちに周知するよう指導しました。次に4点目「インターネット利用に係る犯罪被害等の防止の徹底」です。SNS等が起因する犯罪被害に巻き込まれないように、再度モラルの徹底等を児童生徒に指導するよう伝えています。5点目「家族との過ごし方への指導」ついでですが、新年を迎える大事な休業日になりますので、改めて目標や計画を立てたり、役割分担により家族の一員として自覚を持たせるよう指導するよう周知しています。以上です。

教育長

以上のことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員

通学路に危険箇所があり通学路を変更する場合、どのような手続きを経て変更するのですか。各地区からの要望や届出が必要ですね。

事務局

通学路の危険箇所の点検は、教育総務課と関係機関が連携して行っています。学校を通じて、地域や保護者からの要望を受けている状況です。

教育長

中学校においては指定された通学路というものはなく、小学校では通学路を指定しています。今年度を実施した通学路の危険箇所の点検において、通学路の変更を検討している箇所が7箇所ありました。ここ数年、車の交通量も増えており、抜け道となっている箇所については、現在、通学路の変更を検討するように学校に指示しています。保護者や地域と相談して、同意が得られれば、教育委員会に変更の報告があります。

委員

通学途中に事故があった場合は、どうなるのですか。

事務局

スポーツ振興センターの保険は、自宅を出てから学校までの間で事故があった場合は、対象となります。

委員

通学路の変更があったにも関わらず、教育委員会に届け出がなく、異なるルートで事故があった場合、保険対象外となることはないのですか。

事務局

自宅から学校までの区間ですので、指定された通学路でなくても保険対象となります。

委員

それでは、通学路という意味がないのではないのでしょうか。

教育長	<p>「通学路」は、ここが一番安全であろうというところを歩いて登校をしている道です。通学路の安全確保については、引き続き、地域、学校と連携して取り組んでいきたいと思っております。</p>
	<p>他に御質問等はありませんか。 ないようですので、次に、「(3) 令和4年度揖龍内公立小中学校県費負担教職員人事異動方針について」、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>今年度におきましても、兵庫県教育委員会の公立学校教職員人事異動方針に基づき、揖龍連協の方で揖龍地域の実態に応じた教育の伸展を図るため、公正かつ適切な人事異動を行うものです。</p> <p>具体的な方針としては、昨年度の方針から変わっておりません。昨年度までの方針をもとに、今年度も人事異動を行っていきたく思っております。ただし、校長会等において懸案事項として挙がっていますが、「同一地区内（龍野、新宮、揖保川、御津、太子）において15年間継続して勤務した者」という「15年間」という期間のことと、今年度、室津小学校が御津小学校と統合しましたので、「御津」という異動希望を出すと、おのずと御津小学校になってしまうという点です。それらのことについては懸案事項となりますが、基本的には、昨年度と同様の方針で人事異動を行っていくものです。以上です。</p>
委員	<p>私もその御津地区の件が気になっておりました。今後、小中一貫の方向性であるのであれば、どこかのタイミングで、その同一地区内の条件を外すことになってくるのではないかと思います。しかし、急に外すのではなく、将来の目途を立てて、予め先生方にも状況を把握していただくことが必要なのではないかと思います。</p>
教育長	<p>そのことも含めて今後、検討していくことといたします。</p> <p>他に御質問等はありませんか。 ないようですので、次に、「(4) 新型コロナウイルス感染症への対応状況について」、事務局報告願います。</p>
事務局	<p>兵庫県から対応方針がその都度出ております中、11月に出た改正では、出席停止の考え方について緩和されておりますので、現在はそれに倣って対応している状況です。具体的には、これまで同居の家族に発熱症状があった場合は出席停止でしたが、その部分は除かれ、PCR検査の対象になった場合が出席停止となるというものです。以上です。</p>
事務局	<p>教育事業部の方は、変更はありません。 梅と潮の香マラソンは中止としていますが、それ以外のイベントにつきましては、開催していく予定としております。</p>
委員	<p>成人祝賀式は予定どおり実施されるのですか。</p>

事務局	規模を縮小して実施します。
委員	3回目の新型コロナのワクチン接種について、実施会場が学校になるかもしれないということですが、どのような予定をされているのですか。
事務局	まだ正確には聞いていませんが、前回と同じ場所で接種することとなれば、前回の接種会場であった西栗栖小学校と東栗栖小学校が対象となってくるかと思います。
委員	他の学校にも広げるということではないですね。
教育長	はい。 3回目の接種の日程は、最低でも6か月を経過する辺りになると思われると思います。5歳から12歳までの子どもたちの接種についてはまだ検討されていない状況です。
事務局	それでは、次に、議事に入ります。 議案第42号「たつの市龍野伝統的建造物群保存地区保存活用計画の変更について」、事務局説明願います。
事務局	たつの市龍野伝統的建造物群保存地区保存活用計画について、たつの市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条第4項において準用する同条第1項の規定により、変更するものです。当該計画においては、毎年選定を受ける箇所が追加されるということで、今回は12件の特定物件が追加されるという内容となっています。 たつの市龍野伝統的建造物群保存地区において、当該地区住民から所有している伝統的建造物を特定物件にしたいという申出がありました。調査の結果、特定物件としての要件を満たしていると認められるため、物件を追加するにあたり、当該保存計画の内容を変更するものです。なお、たつの市伝統的建造物群保存地区保存審議会に意見を求めた結果、原案のとおり異議なしとの承認を得ております。 たつの市における特定物件は概ね昭和20年までに建築された建築物で、特定物件となれば高い補助率、補助額の修理費用を受けることができるようになります。 特定物件とするための手順については、まず、本人の申し出の後、物件を調査し、保存審議会委員の学識経験者、文化庁調査官による現地確認の上、保存審議会による変更の承認を得るものです。次に、この教育委員会の承認が得られた後、告示を行い、文化庁へ報告、官報告示となり、特定物件として認められるということです。 今回の変更が認められると、龍野伝建地区の特定物件は合計292件となります。以上です。
教育長	特定物件の手順の中に、文化庁調査官による現地審査とありますが、今回も文化庁の調査官がたつの市に来られたのですか。

事務局 はい、本市に來られて現地確認をしていただきました。

教育長 今回特定物件が追加されましたが、重伝建のエリアが広がるということではないですね。そのエリアの中の物件の持ち主の方からの申請により、特定物件が増えていくということですね。

事務局 はい。

委員 今居住していなくても該当になるのですか。

事務局 あくまでも、管理者として申請していただければ進めていくこととなります。

委員 物件の修繕をしっかりとしていただくこととなりますね。

委員 実際に、文化庁に報告しても、特定物件にならないケースもあるのですか。

事務局 はい、あります。このため、文化庁に報告する前に、事前にしっかりと保存審議会の方で調査していくこととしています。

教育長 他に御質問等はありませんか。
ないようですので、議案第42号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は、原案のとおり承認いたしました。

以上で、公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。

< 非公開案件の審議、自由討議 >

それでは、次に、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。

< 次回、次々回の日程調整 >

以上で令和3年第13回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これを持ちまして閉会します。

午後3時25分終了

出席者

教育長

委員

委員

委員

委員

教育管理部長

教育事業部長

教育総務課長

教育環境整備課長

学校教育課長

幼児教育課長

すこやか給食課長

社会教育課長

歴史文化財課長

人権教育推進課長

スポーツ振興課長

社会教育課主幹

横山 一郎

松尾 壯典

菅野 夏子

七條 祐正

喜多 敦子

富井 俊則

山根 洋二

三木 康弘

正田 晴彦

田渕 明久

吉田 政弘

杉本 典彦

神尾 俊輝

新宮 義哲

津島 威彦

倉元 竜也

喜多村 玲